

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

対象期間： 2023年1月1日 ～ 2023年12月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

派遣料金（派遣先が派遣会社へ支払う料金）

賃金（派遣会社が労働者に支払う支払う賃金）

マージン

マージン率＝
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

大	阪	本	社	大阪市淀川区西中島5-5-15 新大阪セントラルタワー南館4階
---	---	---	---	------------------------------------

派遣労働者の数	2人
派遣先の数	1事業所
派遣料金の平均額	38,542円
派遣労働者の賃金平均額	28,758円
マージン率	25.4%
雇用安定措置を講じた人数	0人
労使協定締結の有無	有
協定労働者の範囲	全ての派遣労働者
協定書の有効期間	2024年4月1日～2026年3月31日
キャリアコンサルティング相談窓口連絡先	大阪本社：06-6309-7600
教育訓練に関する事項	安全衛生教育、情報セキュリティ教育、コンプライアンス教育、その他業務内容・教育訓練計画に基づくキャリアアップ研修等を実施しています。
マージン率に含まれるもの	1.雇用主として負担する労災保険等の社会保険料 2.諸費用 3.営業利益 などが含まれています。
その他の参考事項	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入いただきます。 また、産前産後休暇・育児休業、介護休業の制度もご利用可能です。